

令和8・9年度 競争入札参加資格審査申請の案内 【県外建設業者】

令和8・9年度に杵築市が発注する建設工事の競争入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり実施します。なお、書類の提出がない場合は競争入札等に参加できませんので、念のため申し添えます。

- 1. 対象** 杵築市が発注する建設工事に係る競争入札等
- 2. 資格審査を申請できる者及び業種** 次の各号の要件を全て満たす者及び業種であることとし、資格審査は原則として建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の請求を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。
- (1) 建設業法の規定により令和7年12月1日現在において、国土交通大臣又は大分県知事の許可を受けている者及びその業種
 - (2) 審査基準日を令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は大分県知事から受けている者及びその業種（現に申請中の者を含む。）
 - (3) 令和8・9年度大分県公共工事競争入札参加資格審査を大分県知事に申請し、受け付けされた者及びその業種
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (5) 社会保険等の適用事業所において、適用対象外承認を受けている場合を除き、申請日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者であること。
- 3. 受付期間** 令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時まで（時間厳守）
(12時15分から13時までを除く。)
※郵便や宅配便による提出の場合は、受付期間の最終日消印有効とする。
※期間外の受付は一切行わないものとする。
- 4. 受付場所** 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1
杵築市役所 財政課 契約検査係（本庁舎2階）
- 5. 有効期間** 2年間（令和8・9年度）有効とする。（令和10年3月31日まで）
- 6. 申請部数** 正本1部（A4サイズ）
- 7. 提出方法** 郵便又は宅配便（持参可）
※郵便又は宅配便で提出する場合は、受付票を返信しますので宛先を明記した切手貼付済み返信用封筒又は、受付票を印刷した切手貼付済みハガキを同封してください。）
※封筒に「建設工事競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書すること。
また、申請書等に記載漏れや不足がないよう必ず確認のうえ送付すること。
※提出書類を市販のクリアホルダー等に挿んで、提出すること。
※杵築市及び申請者が書類送付・受け取りの有無を確認できる書留等の方法により送付すること。
※杵築市では当該入札参加資格審査申請にかかる電子申請による受付は行いません。
- 8. 問い合わせ先** 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1
杵築市役所 財政課 契約検査係
電話（直通）0978-62-1804
（代表）0978-62-3131（内線：216、220）
FAX 0978-62-3293
電子メール zaisei@city.kitsuki.lg.jp

- 9. 提出書類**
- ① 競争入札参加資格審査申請書（令和8・9年度県外業者用）
大分県の受付印は不要。大分県に申請した業種等と同一のものに限る。
 - ② 工事経歴書又は完成工事内訳書の写し
大分県等の入札参加資格審査申請又は経審等に申請したもの。
 - ③ 委任状の原本
委任先がある場合のみ提出。
 - ④ 誓約書
誓約書に記載した内容に同意した上、所在地、商号又は名称、代表者役職
・氏名を記入し、代表者印を押印すること。
 - ⑤ 健康保険等の加入状況の写し
大分県公共工事競争入札参加資格審査申請に添付したもの。
 - ⑥ 受付票
上記①～⑤の書類の受付時に受付印を押し申請者に返却します。
申請者の欄に商号又は名称を記入すること。
 - ⑦ 受付票送付（返信）用封筒（持参の場合は必要ありません）
郵便番号、所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名及び本申請の担当者
の所属・氏名をカッコ書きし、切手を貼付すること。
(受付票を印刷した切手貼付済み返信ハガキでも可)
なお、同封していない場合は受付票を返送しませんのでご注意ください。

<注意事項>

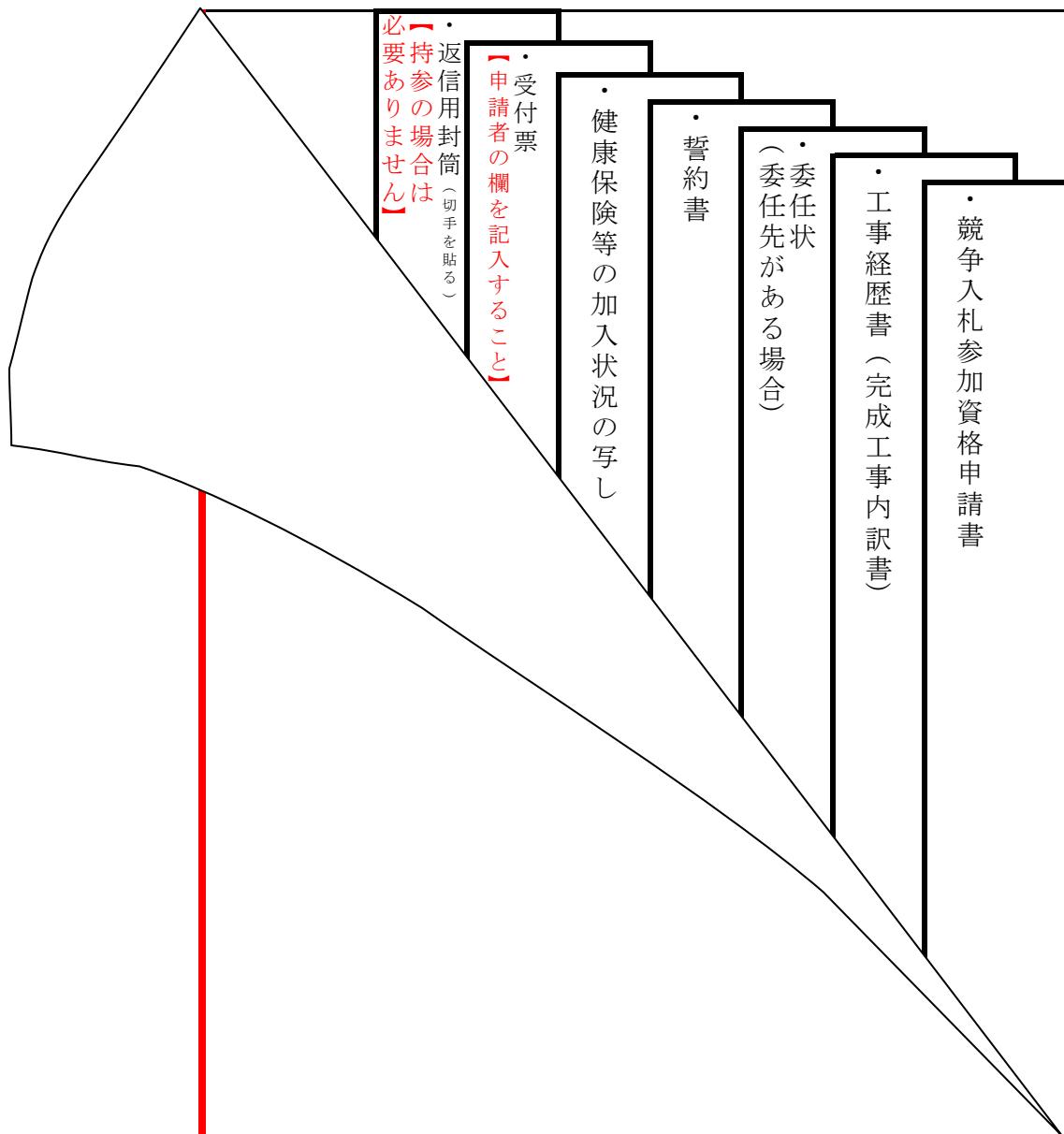
- (1) 提出書類はA4判に統一すること。
- (2) 市販のクリアホルダー等に上記書類を挿んで、提出してください。
ひも綴じ及びホチキス留めは不要です。【別紙参照】

- 10. 格付及び資格の認定** 競争入札参加資格の格付及び認定は、大分県知事の格付けした等級及び認定した資格によるものとする。なお、認定した者については、審査結果の通知を行わない。
- 11. その他注意事項**
- (1) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。
 - ① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - ② 大分県知事から資格の格付又は認定が行われなかったとき。
 - ③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
 - (2) 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
 - ① 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。
 - ② 有効な総合評定値通知を受けていないとき。
 - ③ 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
 - ④ 暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
- 12. 変更届出** 申請した事項等に変更が生じた場合は、速やかに文書により変更の届出すること。
- 13. 電子入札案件について** 電子入札方式による入札案件については、競争入札参加資格の認定を受けた者であっても電子入札システムにおいて杵築市への利用者登録が完了していない場合は入札に参加することができないものとする。
- 14. その他の** この申請に基づいて杵築市の入札参加資格を有した者は、「別杵速見地域広域市町村圏事務組合」の入札参加資格も有したものとみなします。

令和8・9年度 競争入札参加資格審査申請の案内

【別紙】

建設工事（県外業者）



※ クリアホルダーはA4サイズを使用すること。（色の指定はありません。）